

■ 保険料の軽減について（令和8年度）

① 均等割5割・2割軽減の範囲が見直されました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【令和7年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円＋(30万5千円×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減
43万円＋(56万円×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減



【令和8年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円＋(31万円×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減
43万円＋(57万円×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減

② 医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減になります

- 医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。※子ども分は変わりません。

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

(医療分59,963円→29,981円・子ども分1,364円→682円)

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601

豊頃町役場 福祉課 保険係
〒089-5392

中川郡豊頃町茂岩本町125番地
☎015-574-2214

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率に関する制度改正がありました

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。※令和9年度の子ども分保険料率は令和8年度中に算定します。

子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。(https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido)

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

〈医療分〉

- 均等割
(被保険者が等しく負担)

令和6・7年度 (年間)
52,953円

令和8・9年度 (年間)
59,963円 (7,010円増)

- 所得割
(被保険者の所得に応じて負担)

令和6・7年度 (年間)
11.79%

令和8・9年度 (年間)
11.61% (0.18ポイント減)

- 賦課限度額
(1年間の保険料の上限額)

令和6・7年度 (年間)
80万円

令和8・9年度 (年間)
85万円 (5万円増)

〈子ども分〉

- 均等割
(被保険者が等しく負担)

令和8年度 (年間)
1,364円

- 所得割
(被保険者の所得に応じて負担)

令和8年度 (年間)
0.28%

- 賦課限度額
(1年間の保険料の上限額)

令和8年度 (年間)
2万1千円

- 1年間の保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

〈医療分〉 + 〈子ども分〉 = 1年間の保険料

令和8年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。